杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則を公布する。

令和８年９月１１日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

杉並区規則第８５号

杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　児童発達支援（第３条―第１８条）
第３章　放課後等デイサービス（第１９条―第２３条）
第４章　居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援（第２４条）
第５章　多機能型事業所に関する特例（第２５条）
第６章　委任（第２６条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和８年杉並区条例第２６号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び条例で使用する用語の例による。

第２章　児童発達支援

（条例第６条第９項及び第７条第９項の規則で定める施設）

第３条　条例第６条第９項及び第７条第９項の規則で定める施設は、認証保育所（児童福祉法第３５条第４項の規定による認可を受けていない保育施設であって、東京都知事が認証したものをいう。以下同じ。）とする。

（設備の基準）

第４条　条例第１１条第３項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（１）　発達支援室

ア　定員は、おおむね１０人とすること。

イ　障害児１人当たりの床面積は、２．４７平方メートル以上とすること。

（２）　遊戯室　障害児１人当たりの床面積は、１．６５平方メートル以上とすること。

２　条例第１１条第４項ただし書に規定する社会福祉施設に類する施設として規則で定めるものは、認証保育所とする。

（指定児童発達支援事業所の利用定員）

第５条　条例第１７条の規則で定める指定児童発達支援事業所の利用定員は、１０人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）については、利用定員を５人以上とすることができる。

（便宜に要する費用の内容）

第６条　条例第２９条第３項の規則で定める費用は、次のとおりとし、第１号に定める費用については、こども家庭庁長官が定めるところによるものとする。

（１）　食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）

（２）　日用品費

（３）　前２号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

（感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る措置）

第７条　条例第４３条第２項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（１）　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

（２）　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

２　前項第１号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

（身体的拘束等の適正化に係る措置）

第８条　条例第４６条第３項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（１）　身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

２　前項第１号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

（虐待の発生及び再発の防止に係る措置）

第９条　条例第４７条第２項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（１）　虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。

（２）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

（３）　前２号に掲げる措置を適切に講じるための担当者を置くこと。

２　前項第１号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第１０条　条例第６０条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

（２）　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第１１条　条例第６１条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第１１１号）第１０１条第１項又は杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成２５年杉並区条例第４号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第５９条の５第１項に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第１７条第１号において同じ。）の面積の合計を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。

（２）　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（３）　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第１２条　条例第６２条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成２５年杉並区条例第５号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第４４条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第８２条第１項第１号ア若しくは第１９１条第１項第１号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４４条第

１項第１号アに規定する登録者をいう。）の数並びに共生型生活介護（東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年東京都条例第１５５号。以下「都指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第９３条の２に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（都指定障害福祉サービス等基準条例第１４７条の２に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（都指定障害福祉サービス等基準条例第１５７条の２に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第８２条第６項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第１８条第１号及び第２号において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９１条第７項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第１８条第１号及び第２号において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４４条第６項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、１８人）以下とすること。

（２） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４３条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第８２条第１項第１号ア若しくは第１９１条第１項第１号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４４条第１項第１号アに規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通

いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては１２人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

（３） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第８６条第１項若しくは第１９５条第１項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第４８条第１項に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮するために必要な広さを有すること。

（４） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（５） 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第１３条　第６条から第９条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

（基準該当児童発達支援事業所の利用定員）

第１４条　条例第６６条の規則で定める基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、１０人以上とする。

（準用）

第１５条　第６条（第１号を除く。）及び第７条から第９条までの規定は、基準該

当児童発達支援の事業について準用する。

（指定生活介護事業所に関する特例）

第１６条　条例第６８条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

（１）　指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を条例第６８条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数及び指定生活介護の利用者の数（同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数を除く。）の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

（２）　条例第６８条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定通所介護事業所等に関する特例）

第１７条　条例第６９条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

（１）　指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積の合計を、条例第６９条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数及び指定通所介護等の利用者の数（同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数を除く。）の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。

（２）　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を条例第６９条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数及び指定通所介護等の利用者の数（同条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数を除く。）の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（３）　条例第６９条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第１８条　条例第７０条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

（１）　指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第８２条第１項第１号ア又は第１９１条第１項第１号アに規定する登録者をいう。）の数並びに都指定障害福祉サービス等基準条例第９５条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、都指定障害福祉サービス等基準条例第１４８条の２の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは都指定障害福祉サービス等基準条例第１５８条の２の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は条例第７０条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第８２条において準用する条例第７０条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス（以下「基準該当生活介護等とみなされる通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）以下とすること。

（２）　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第８２条第１項第１号ア又は第１９１条第１項第１号アに規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに基準該当生活介護等とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては１２人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員

２６人又は２７人	１６人
２８人	１７人
２９人	１８人

（３） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第８６条第１項又は第１９５条第１項に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮するために必要な広さを有すること。

（４） 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を基準該当生活介護等とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数並びに通いサービスの利用者の数（基準該当生活介護等とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を除く。）の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

（５） 条例第７０条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第３章　放課後等デイサービス

（指定放課後等デイサービス事業所の利用定員）

第１９条　条例第７５条の規則で定める指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、１０人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所については、利用定員を５人以上とすることができる。

（準用）

第２０条　第７条から第９条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第２１条　第７条から第１２条までの規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

（基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員）

第２２条　条例第８１条の規則で定める基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、１０人以上とする。

（準用）

第２３条　第７条から第９条まで及び第１６条から第１８条までの規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第４章　居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

（準用）

第２４条　第７条から第９条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び保育所等訪問支援の事業について準用する。

第５章　多機能型事業所に関する特例

第２５条　条例第９８条の規則で定める多機能型事業所の利用定員は、次項から第５項までに定めるところによる。

２　第５条及び第１９条の規定にかかわらず、多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて１０人以上とすることができる。

３　第５条及び第１９条の規定にかかわらず、利用定員の合計が２０人以上である多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業及び指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。

４　第５条ただし書及び第１９条ただし書並びに第２項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所（利用定員の合計が２０人以上である多機能型事業所（条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）を除く。）は、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業及び指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。

５　第５条及び第１９条並びに前２項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。

第６章　委任

第２６条　この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。